

山形県屋外広告物関係法令集

平成30年10月

山形県県土整備部県土利用政策課

目 次

1	屋外広告物法	1
2	屋外広告物法施行規則	17
3	山形県屋外広告物条例	21
4	山形県屋外広告物条例施行規則	37
5	山形県屋外広告物条例に基づく指定地域	51
6	広告景観モデル地区の指定（告示）	55
7	山形県屋外広告物条例施行規則様式	67
	様式第1号	屋外広告物許可申請書
	様式第1号の2	屋外広告物届出書
	様式第2号	屋外広告物更新許可申請書
	様式第3号	屋外広告物変更許可申請書
	様式第3号の2	屋外広告物変更届出書
	様式第4号	屋外広告物許可証
	様式第5号	屋外広告物許可済証
	様式第5号の2	屋外広告物安全点検結果報告書
	様式第6号	屋外広告物除却届
	様式第7号	屋外広告物管理者設置（変更）届
	様式第8号	屋外広告物設置者等の氏名（住所）変更届
	様式第9号	屋外広告物工事完成届
	様式第11号	屋外広告業登録事項変更届出書
	様式第12号	屋外広告業廃業等届出書
	様式第13号の2	広告景観モデル地区指定要請書
	様式第14号	屋外広告業登録申請書
	様式第15号	誓約書
	様式第15号の2	登録申請者の略歴書
	様式第16号	屋外広告物講習会受講申込書
	様式第17号	講習の一部免除承認申請書
	様式第20号	屋外広告業登録票
	様式第21号	帳簿
8	山形県屋外広告物審議会規則	93
9	関係法令	
	○自然環境保全法(抄)	95
	○山形県自然環境保全条例(抄)	95
	○自然公園法(抄)	95
	○都市計画法(抄)	96
	○風致地区内における建築等の規制に関する条例(抄)	97
	○文化財保護法(抄)	97

○森林法(抄)	97
○都市公園法(抄)	98
○都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律(抄)	98
○法人税法(抄)	98
○政治資金規正法(抄)	99
○公職選挙法(抄)	100
○公職選挙法施行規則(抄)	102
○建築士法(抄)	102
○電気工事士法(抄)	102
○電気事業法(抄)	103
○職業能力開発促進法(抄)	103
○地方自治法(抄)	103
○道路法(抄)	104
○道路法施行令(抄)	105
○道路交通法(抄)	106
○建築基準法(抄)	107
○建築基準法施行令(抄)	108
○刑法(抄)	108
○軽犯罪法(抄)	109
○行政代執行法(抄)	109
○行政不服審査法(抄)	109
○住民基本台帳法	110
○景観法(抄)	110
○山形県景観条例	111
○山形県景観規則	116

1 屋外広告物法

屋外広告物法

昭和24年6月3日号外法律第189号公布

改正	昭和25年5月30日	法律第214号	昭和27年4月 5日	法律第 71号
	昭和29年5月29日	法律第131号	昭和31年6月12日	法律第148号
	昭和37年9月15日	号外法律第161号	昭和38年5月24日	法律第 92号
	昭和39年7月11日	法律第169号	昭和43年6月15日	号外法律第101号
	昭和45年6月 1日	法律第109号	昭和48年9月17日	法律第 81号
	昭和50年7月 1日	法律第 49号	平成 4年6月26日	号外法律第 82号
	平成 6年6月29日	号外法律第 49号	平成11年7月16日	号外法律第 87号
	平成16年5月28日	号外法律第 61号	平成16年6月18日	号外法律第111号
	平成17年7月15日	号外法律第 83号	平成17年7月26日	号外法律第 87号
	平成20年5月23日	号外法律第 40号	平成23年6月 3日	法律第 61号
	平成29年5月12日	号外法律第 26号	平成30年5月30日	号外法律第 33号

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

2 この法律において「屋外広告業」とは、屋外広告物（以下「広告物」という。）の表示又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）の設置を行う営業をいう。

第2章 広告物等の制限

(広告物の表示等の禁止)

第3条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる地域又は場所について、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

- (1)都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域、景観地区、風致地区又は伝統的建造物群保存地区
- (2)文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条又は第78条第1項の規定により指定された建造物の周囲で、当該都道府県が定める範囲内にある地域、同法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域及び同法第143条第2項に規定する条例の規定により市町村が定める地域
- (3)森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項第11号に掲げる目的を達成するため保安林として指定された森林のある地域
- (4)道路、鉄道、軌道、索道又はこれらに接続する地域で、良好な景観又は風致を維持するために必要があるものとして当該都道府県が指定するもの

- (5)公園、緑地、古墳又は墓地
- (6)前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する地域又は場所
- 2 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを禁止することができる。
 - (1)橋りょう
 - (2)街路樹及び路傍樹
 - (3)銅像及び記念碑
 - (4)景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木
 - (5)前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する物件
- 3 都道府県は、条例で定めるところにより、公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

(広告物の表示等の制限)

第4条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置（前条の規定に基づく条例によりその表示又は設置が禁止されているものを除く。）について、都道府県知事の許可を受けなければならないとすることその他必要な制限をすることができる。

(広告物の表示の方法等の基準)

第5条 前条に規定するもののほか、都道府県は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、条例で、広告物（第3条の規定に基づく条例によりその表示が禁止されているものを除く。）の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法の基準若しくは掲出物件（同条の規定に基づく条例によりその設置が禁止されているものを除く。）の形状その他設置の方法の基準又はこれらの維持の方法の基準を定めることができる。

(景観計画との関係)

第6条 景観法第8条第1項の景観計画に広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項が定められた場合においては、当該景観計画を策定した景観行政団体（同法第7条第1項の景観行政団体をいう。以下同じ。）の前3条の規定に基づく条例は、当該景観計画に即して定めるものとする。

第3章 監督

(違反に対する措置)

- 第7条 都道府県知事は、条例で定めるところにより、第3条から第5条までの規定に基づく条例に違反した広告物を表示し、若しくは当該条例に違反した掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者を過失がなくして確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合において

は、条例で定めるところにより、相当の期限を定め、これを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告しなければならない。

- 3 都道府県知事は、第1項の規定による措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条から第6条までに定めるところに従い、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせ、その費用を義務者から徴収することができる。
- 4 都道府県知事は、第3条から第5条までの規定に基づく条例（以下この項において「条例」という。）に違反した広告物又は掲出物件が、はり紙、はり札等（容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物をいう。以下この項において同じ。）、広告旗（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）をいう。以下この項において同じ。）又は立看板等（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件（これらを支える台を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であるときは、その違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を自ら除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。ただし、はり紙にあつては第1号に、はり札等、広告旗又は立看板等にあつては次の各号のいずれにも該当する場合に限る。
 - (1) 条例で定める都道府県知事の許可を受けなければならない場合に明らかに該当すると認められるにもかかわらずその許可を受けないで表示され又は設置されているとき、条例に適用を除外する規定が定められている場合にあつては当該規定に明らかに該当しないと認められるにもかかわらず禁止された場所に表示され又は設置されているとき、その他条例に明らかに違反して表示され又は設置されていると認められるとき
 - (2) 管理されずに放置されていることが明らかなきとき。

（除却した広告物等の保管、売却又は廃棄）

- 第8条 都道府県知事は、前条第2項又は第4項の規定により広告物又は掲出物件を除却し、又は除却させたときは、当該広告物又は掲出物件を保管しなければならない。ただし、除却し、又は除却させた広告物がはり紙である場合は、この限りでない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定により広告物又は掲出物件を保管したときは、当該広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者（以下この条において「所有者等」という。）に対し当該広告物又は掲出物件を返還するため、条例で定めるところにより、条例で定める事項を公示しなければならない。
 - 3 都道府県知事は、第1項の規定により保管した広告物若しくは掲出物件が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から次の各号に掲げる広告物若しくは掲出物件の区分に従い当該各号に定める期間を経過してもなお当該広告物若しくは掲出物件を返還することができない場合において、条例で定めるところにより評価した当該広告物若しくは掲出物件の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、条例で定めるところにより、当該広告物又は掲出物件を売却し、その売却した代金を保管することができる。
 - (1) 前条第4項の規定により除却された広告物 2日以上で条例で定める期間
 - (2) 特に貴重な広告物又は掲出物件 3月以上で条例で定める期間

- (3) 前2号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件 2週間以上で
条例で定める期間
- 4 都道府県知事は、前項に規定する広告物又は掲出物件の価額が著しく低い場合において、同項の規定による広告物又は掲出物件の売却につき買受人がないとき、又は売却しても買受人がないことが明らかであるときは、当該広告物又は掲出物件を廃棄することができる。
- 5 第3項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。
- 6 前条第2項及び第4項並びに第1項から第3項までに規定する広告物又は掲出物件の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該広告物又は掲出物件の返還を受けるべき広告物又は掲出物件の所有者等(前条第2項に規定する措置を命ずべき者を含む。)に負担させることができる。
- 7 第2項の規定による公示の日から起算して6月を経過してもなお第1項の規定により保管した広告物又は掲出物件(第3項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。)を返還することができないときは、当該広告物又は掲出物件の所有権は、当該広告物又は掲出物件を保管する都道府県に帰属する。

第4章 屋外広告業

第1節 屋外広告業の登録等

(屋外広告業の登録)

- 第9条 都道府県は、条例で定めるところにより、その区域内において屋外広告業を営もうとする者は都道府県知事の登録を受けなければならないものとする。
- 第10条 都道府県は、前条の条例には、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 登録の有効期間に関する事項
 - (2) 登録の要件に関する事項
 - (3) 業務主任者の選任に関する事項
 - (4) 登録の取消し又は営業の全部若しくは一部の停止に関する事項
 - (5) その他登録制度に関し必要な事項
- 2 前条の条例は、前項第1号から第4号までに掲げる事項について、次に掲げる基準に従って定めなければならない。
- (1) 前項第1号に規定する登録の有効期間は、5年であること。
 - (2) 前項第2号に掲げる登録の要件に関する事項は、登録を受けようとする者が次のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならないものとする。
- イ 当該条例の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から2年を経過しない者
- ロ 屋外広告業を営む法人が当該条例の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しない者
- ハ 当該条例の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- ニ この法律に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者
- ホ 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人

がイからニまで又はへのいずれかに該当するもの

へ 法人でその役員のうちイからニまでのいずれかに該当する者があるもの

ト 業務主任者を選任していない者

(3) 前項第3号に掲げる業務主任者の選任に関する事項は、登録を受けようとする者にあつては営業所ごとに次に掲げる者のうちから業務主任者となるべき者を選任するものとし、登録を受けた者にあつては当該業務主任者に広告物の表示及び掲出物件の設置に係る法令の規定の遵守その他当該営業所における業務の適正な実施を確保するため必要な業務を行わせるものとする。

イ 国土交通大臣の登録を受けた法人（以下「登録試験機関」という。）が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者

ロ 広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的として都道府県の行う講習会の課程を修了した者

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識を有するものとして条例で定める者

(4) 前項第4号の登録の取消し又は営業の全部若しくは一部の停止に関する事項は、登録を受けた者が次のいずれかに該当するときは、その登録を取消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

イ 不正の手段により屋外広告業の登録を受けたとき。

ロ 第2号ロ又はニからトまでのいずれかに該当することとなつたとき。

ハ この法律に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

(屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告)

第11条 都道府県知事は、条例で定めるところにより、屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

第2節 登録試験機関

(登録)

第12条 第10条第2項第3号イの規定による登録は、同号イの試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

第13条 次の各号のいずれかに該当する法人は、第10条第2項第3号イの規定による登録を受けることができない。

(1) この法律の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者であること。

(2) 第25条第1項又は第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であること。

(3) その役員のうち、第1号に該当する者があること。

(登録の基準)

第14条 国土交通大臣は、第12条の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、第10条第2項第3号イの規定による登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

(1) 試験を別表の上欄に掲げる科目について行い、当該科目についてそれぞれ同表の下欄に掲げる試験委員が問題の作成及び採点を行うものであること。

(2) 試験の信頼性の確保のための次に掲げる措置がとられていること。

イ 試験事務について専任の管理者を置くこと。

ロ 試験事務の管理（試験に関する秘密の保持及び試験の合格の基準に関することを含む。）に関する文書が作成されていること。

ハ ロの文書に記載されたところに従い試験事務の管理を行う専任の部門を置くこと。

(3) 債務超過の状態にないこと。

(登録の公示等)

第 15 条 国土交通大臣は、第 10 条第 2 項第 3 号イの規定による登録をしたときは、当該登録を受けた者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該登録をした日を公示しなければならない。

2 登録試験機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の 2 週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(役員を選任及び解任)

第 16 条 登録試験機関は、役員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(試験委員の選任及び解任)

第 17 条 登録試験機関は、第 14 条第 1 号の試験委員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(秘密保持義務等)

第 18 条 登録試験機関の役員若しくは職員（前条の試験委員を含む。次項において同じ。）又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する登録試験機関の役員及び職員は、刑法（明治 41 年法律第 45 号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(試験事務規程)

第 19 条 登録試験機関は、国土交通省令で定める試験事務の実施に関する事項について試験事務規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の規定により認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、登録試験機関に対して、これを変更すべきことを命ずることができる。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第 20 条 登録試験機関は、毎事業年度経過後 3 月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをい

う。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第33条において「財務諸表等」という。)を作成し、5年間登録試験機関の事務所に備えて置かなければならない。

2 試験を受けようとする者その他の利害関係人は、登録試験機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第2号又は第4号の請求をするには、登録試験機関の定めた費用を支払わなければならない。

(1)財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

(2)前号の書面の謄本又は抄本の請求

(3)財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

(4)前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(帳簿の備付け等)

第21条 登録試験機関は、国土交通省令で定めるところにより、試験事務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

(適合命令)

第22条 国土交通大臣は、登録試験機関が第14条各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録試験機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告及び検査)

第23条 国土交通大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録試験機関に対して、試験事務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、登録試験機関の事務所に立ち入り、試験事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(試験事務の休廃止)

第24条 登録試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定による許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(登録の取消し等)

第25条 国土交通大臣は、登録試験機関が第13条第1号又は第3号に該当するに至つたときは、当該登録試験機関の登録を取り消さなければならない。

2 国土交通大臣は、登録試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録試験機関に対して、その登録を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 第 15 条第 2 項、第 16 条、第 17 条、第 20 条第 1 項、第 21 条又は前条第 1 項の規定に違反したとき。
 - (2) 正当な理由がないのに第 20 条第 2 項各号の規定による請求を拒んだとき。
 - (3) 第 19 条第 1 項の規定による認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。
 - (4) 第 19 条第 2 項又は第 22 条の規定による命令に違反したとき。
 - (5) 不正な手段により第 10 条第 2 項第 3 号イの規定による登録を受けたとき。
- 3 国土交通大臣は、前 2 項の規定により登録を取り消し、又は前項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

第 5 章 雑則

(特別区の特例)

第 26 条 この法律中都道府県知事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、特別区においては、政令で定めるところにより特別区の長が行なうものとする。この場合においては、この法律中都道府県知事に関する規定は、特別区の長に関する規定として特別区の長に適用があるものとする。

(大都市等の特例)

第 27 条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市（以下「中核市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

(景観行政団体である市町村の特例等)

第 28 条 都道府県は、地方自治法第 252 条の 17 の 2 の規定によるもののほか、第 3 条から第 5 条まで、第 7 条又は第 8 条の規定に基づく条例の制定又は改廃に関する事務の全部又は一部を、条例で定めるところにより、景観行政団体である市町村又は地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号）第 7 条第 1 項に規定する認定市町村である市町村（いずれも指定都市及び中核市を除く。）が処理することとすることができる。この場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、当該市町村の長に協議しなければならない。

(適用上の注意)

第 29 条 この法律及びこの法律の規定に基づく条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

第 6 章 罰則

第 30 条 第 18 条第 1 項の規定に違反した者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 31 条 第 25 条第 2 項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 32 条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は、30 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 21 条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。
- (2) 第 23 条第 1 項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- (3) 第 24 条第 1 項の規定による許可を受けないで、試験事務の全部を廃止したとき。

第 33 条 第 20 条第 1 項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第 2 項各号の規定による請求を拒んだ者は、20 万円以下の過料に処する。

第 34 条 第 3 条から第 5 条まで及び第 7 条第 1 項の規定に基づく条例には、罰金又は過料のみを科する規定を設けることができる。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から起算して 90 日を経過した日から施行する。
- 2 広告物取締法（明治 44 年法律第 70 号）は、廃止する。
- 3 この法律施行前にした広告物取締法に違反する行為に対する罰則の適用に関しては、なお、従前の例による。

附 則〔昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号抄〕

（施行期日）

第 1 条 この法律施行の期日は、公布の日から起算して 3 月を超えない期間内において、政令で定める。

〔昭和 25 年 8 月政令 276 号により、昭和 25 年 8 月 29 日から施行〕

附 則〔昭和 27 年 4 月 5 日法律第 71 号〕

この法律は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和 29 年 5 月 29 日法律第 131 号抄〕

- 1 この法律は、昭和 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則〔昭和 31 年 6 月 12 日法律第 148 号〕

- 1 この法律は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和 31 年法律第 147 号）の施行の日〔昭和 31 年 9 月 1 日〕から施行する。
- 2 この法律の施行の際海区漁業調整委員会の委員又は農業委員会の委員の職にある者の兼業禁止及びこの法律の施行に伴う都道府県又は都道府県知事若しくは都道府県の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行している事務の地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は指定都市の市長若しくは委員会その他の機関への引継に関し必要な経過措置は、それぞれ地方自治法の一部を改正する法律（昭和 31 年法律第 147 号）附則第 4 項及び第 9 項から第 15 項までに定めるところによる。

附 則〔昭和 37 年 9 月 15 日法律第 161 号抄〕

- 1 この法律は、昭和 37 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。
- 3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。
- 4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。
- 5 第 3 項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。
- 6 この法律の施行前にされた行政庁の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等を行うことができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかったものについて、行政不服審査法による不服申立てを行うことができる期間は、この法律の施行の日から起算する。
- 8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 9 前 8 項に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔昭和 38 年 5 月 24 日法律第 92 号〕

この法律は、公布の日から起算して 90 日を経過した日から施行する。

附 則〔昭和 39 年 7 月 11 日法律第 169 号抄〕

（施行期日）

- 1 この法律は、昭和 40 年 4 月 1 日から施行する。〔後略〕

附 則〔昭和 43 年 6 月 15 日法律第 101 号〕

この法律〔中略〕は、新法〔都市計画法＝昭和 43 年 6 月法律第 100 号〕の施行の日〔昭和 44 年 6 月 14 日〕から施行する。〔後略〕

附 則〔昭和 45 年 6 月 1 日法律第 109 号抄〕

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して 1 年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔昭和 45 年 9 月政令 270 号により、昭和 46 年 1 月 1 日から施行〕

〔都市計画法等の一部改正に伴う経過措置〕

- 17 この法律の施行の際現に改正前の都市計画法第 2 章の規定による都市計画において定められている用途地域、住居専用地区若しくは工業専用地区又は空地地区若しくは容積地区に関しては、この法律の施行の日から起算して 3 年を経過する日までの間は、この法律による改正前の次の各号に掲げる法律の規定は、なおその効力を有する。

- 1 屋外広告物法

2～9 [略]

(罰則に関する経過措置)

19 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
〔後略〕

附 則〔昭和48年9月17日法律第81号〕

この法律は、公布の日から起算して90日を経過した日から施行する。

附 則〔昭和50年7月1日法律第49号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して3箇月を経過した日から施行する。

(経過措置)

9 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

附 則〔平成4年6月26日法律第82号抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成5年5月政令169号により、平成5年6月25日から施行〕

(屋外広告物法等の一部改正に伴う経過措置)

第18条 この法律の施行の際現に旧都市計画法の規定により定められている都市計画区域内の用途地域に関しては、この法律の施行の日から起算して3年を経過する日までの間は、この法律による改正前の次に掲げる法律の規定は、なおその効力を有する。

1 屋外広告物法

2～6 [略]

附 則〔平成6年6月29日法律第49号抄〕

(施行期日)

1 この法律中、第1章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律(平成6年法律第48号)中地方自治法(昭和22年法律第67号)第2編第12章の改正規定の施行の日〔平成7年4月1日〕から〔中略〕施行する。

附 則〔平成11年7月16日法律第87号抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、平成12年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 〔前略〕附則第7条、第10条、第12条、第59条ただし書、第60条第4項及び第5項、第73条、第77条、第157条第4項から第6項まで、第160条、第163条、第164条並びに第202条の規定 公布の日

2～6 [略]

(国等の事務)

第159条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第161条において「国等

の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第 160 条 この法律（附則第 1 条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第 163 条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第 2 条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第 161 条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であって、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があったものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第 162 条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第 163 条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第 164 条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

2 附則第 18 条、第 51 条及び第 184 条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

附 則〔平成 16 年 5 月 28 日法律第 61 号抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、平成17年4月1日から施行する。

附 則〔平成16年6月18日法律第111号抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、景観法（平成16年法律第110号）の施行の日〔平成16年12月17日〕から施行する。ただし、〔中略〕第5条〔中略〕並びに附則第4条、第5条及び第7条の規定は、景観法附則ただし書に規定する日〔平成17年6月1日〕から施行する。

(屋外広告物法の一部改正に伴う経過措置)

第3条 この法律の施行前に第4条の規定による改正前の屋外広告物法（以下「旧屋外広告物法」という。）第7条第1項の規定により命ぜられた措置については、第4条の規定による改正後の屋外広告物法（以下「新屋外広告物法」という。）第7条第1項及び第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に旧屋外広告物法第8条及び第9条の規定に基づく条例（以下この条において「旧条例」という。）を定めている都道府県（旧屋外広告物法第13条の規定によりその事務を処理する地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市及び同法第252条の22第1項の中核市を含む。）が、新屋外広告物法第9条の規定に基づく条例（以下この条において「新条例」という。）を定め、これを施行するまでの間は、旧屋外広告物法第8条、第9条及び第14条（第9条第2項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

3 新条例には、新条例の施行の際現に屋外広告業を営んでいる者（新条例の施行の日の前日まで旧条例が適用される場合にあっては、新条例の施行の際現に旧条例の規定に基づき届出をして屋外広告業を営んでいる者）については、新条例の施行の日から6月以上で条例で定める期間（当該期間内に新条例の規定に基づく登録の拒否の処分があったときは、その日までの間）は、新条例の規定にかかわらず、登録を受けなくても、引き続き屋外広告業を営むことができる旨を定めなければならない。この場合においては、併せて、その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も同様とする旨を定めなければならない。

4 新条例には、新条例の施行の際現に旧屋外広告物法第9条第1項に規定する講習会修了者等である者について、新条例に規定する業務主任者となる資格を有する者とみなす旨を定めなければならない。

5 この法律の施行前に国土交通大臣が定める試験に合格した者は、新屋外広告物法第10条第2項第3号イの試験に合格した者とみなす。

第4条 この法律の施行の際現に旧都市計画法第8条第1項第6号の規定により定められている美観地区（附則第2条第1項前段に規定する美観地区を除く。）についての第5条の規定による改正後の屋外広告物法第3条第1項第1号の規定の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第5条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第6条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成17年7月15日法律第83号抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、平成19年4月1日から施行する。〔後略〕

(助教授の在職に関する経過措置)

第2条 次に掲げる法律の規定の適用については、この法律の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。

1～4 [略]

5 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)別表

6～17 [略]

[平成17年7月26日法律第87号抄]

第12章 罰則に関する経過措置及び政令への委任

(罰則に関する経過措置)

第527条 施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第528条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 [平成17年7月26日法律第87号]

この法律は、会社法[平成17年7月法律第86号]の施行の日[平成18年5月1日]から施行する。〔後略〕

附 則 [平成20年5月23日法律第40号抄]

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

[平成20年10月政令336号により、平成20年11月4日から施行]

附 則 [平成23年6月3日法律第61号抄]

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。〔後略〕

[平成23年12月政令395号により、平成24年4月1日から施行]

附 則 [平成29年5月12日法律第26号抄]

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 附則第25条の規定 公布の日

2 [前略]附則第3条第2項、第6条[中略]の規定 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

[平成29年6月政令155号により、平成30年4月1日から施行]

(政令への委任)

第25条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 [平成30年5月30日法律第33号抄]

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で

定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1～3 〔略〕

4 〔前略〕附則第11条、第15条、第23条及び第25条から第32条までの規定 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

5 〔略〕

別表（第14条関係）

科目	試験委員
1 この法律、この法律に基づく条例その他関係法令に関する科目	1 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（以下「大学」という。）において行政法学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 2 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
2 広告物の形状、色彩及び意匠に関する科目	1 大学において美術若しくはデザインを担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 2 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
3 広告物及び掲出物件の設計及び施工に関する科目	1 大学において建築学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 2 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

2 屋外広告物法施行規則

屋外広告物法施行規則

最終改正 平成18年4月28日号外国土交通省令第58号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第14条、第19条第1項、第20条第2項第3号及び第4号並びに第21条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、屋外広告物法施行規則を次のように定める。

（登録の申請）

第1条 屋外広告物法（以下「法」という。）第10条第2項第3号イの規定による登録を受けようとする者は、別記様式第1号による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

- （1）定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
- （2）申請に係る意思の決定を証する書類
- （3）役員（持分会社（会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項に規定する持分会社をいう。）にあっては、業務を執行する社員をいう。以下同じ。）の氏名及び略歴を記載した書類
- （4）試験事務（法第12条に規定する試験事務をいう。以下同じ。）以外の業務を行おうとするときは、その業務の種類及び概要を記載した書類
- （5）登録を受けようとする者が法第13条各号のいずれにも該当しない法人であることを誓約する書面
- （6）法別表の上欄に掲げる科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる試験委員により問題の作成及び採点が行われるものであることを証する書類
- （7）試験委員の略歴を記載した書類
- （8）法第14条第2号ロに規定する試験事務の管理に関する文書として、次に掲げるもの
 - イ 試験の実施に関する計画の策定方法に関する文書
 - ロ 試験に関する秘密の保持の方法を記載した文書
 - ハ 問題の作成の方法及び試験の合格の基準に関する事項を記載した文書
 - ニ 試験委員の選任及び解任の方法に関する文書
 - ホ 試験事務に関する公正の確保に関する事項を記載した文書
- （9）法第14条第2号ハに規定する専任の部門が置かれていることを説明した書類
- （10）申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書
- （11）その他参考となる事項を記載した書類

（登録試験機関登録簿）

第2条 法第10条第2項第3号イの規定による登録は、登録試験機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- （1）登録年月日及び登録番号
- （2）登録試験機関（法第10条第2項第3号イに規定する登録試験機関をいう。以下同じ。）の名称
- （3）主たる事務所の所在地
- （4）役員の名
- （5）試験委員の名

（登録事項の変更の届出）

第3条 登録試験機関は、法第15条第2項の規定による届出をしようとするときは、

次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- (1) 変更しようとする事項
- (2) 変更しようとする年月日
- (3) 変更の理由

2 登録試験機関は、法第 16 条又は第 17 条の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- (1) 選任又は解任された役員又は試験委員の氏名
- (2) 選任又は解任の年月日
- (3) 選任又は解任の理由
- (4) 選任の場合にあつては、選任された者の略歴
- (5) 役員の選任の場合にあつては、当該役員が法第 13 条第 3 号に該当しない者であることを誓約する書面
- (6) 試験委員の選任又は解任の場合にあつては、法別表の上欄に掲げる科目についてそれぞれ同表の下欄に掲げる試験委員により問題の作成及び採点が行われるものであることを証する書類

3 国土交通大臣は、前 2 項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が法第 13 条第 3 号に該当する場合又は法第 14 条第 1 号に掲げる要件に適合しない場合を除き、届出があつた事項を登録試験機関登録簿に登録しなければならない。

(試験事務規程)

第 4 条 登録試験機関は、法第 19 条第 1 項前段の規定により認可を受けようとするときは、試験事務の開始前に、申請書に試験事務規程を添えて国土交通大臣に提出しなければならない。

2 法第 19 条第 1 項の国土交通省令で定める試験事務の実施に関する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 試験事務を行う時間及び休日に関する事項
- (2) 試験事務を行う事務所及び試験地に関する事項
- (3) 試験の受験の申込みに関する事項
- (4) 試験の受験手数料の額及び収納の方法に関する事項
- (5) 試験の日程、公示方法その他の試験の実施の方法に関する事項
- (6) 終了した試験の問題及び当該試験の合格基準の公表に関する事項
- (7) 試験の合格証明書の交付及び再交付に関する事項
- (8) 不正受験者の処分に関する事項
- (9) 帳簿(法第 21 条に規定する帳簿をいう。第 7 条第 2 項及び第 3 項において同じ。)その他の試験事務に関する書類の管理に関する事項
- (10) その他試験事務の実施に関し必要な事項

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第 5 条 法第 20 条第 2 項第 3 号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

(電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法)

第 6 条 法第 20 条第 2 項第 4 号の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるもののうち、登録試験機関が定めるものとする。

- (1) 送信者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この号及び次条第 2 項において同じ。)と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した

電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（次条第2項及び第3項において「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

(帳簿の備付け等)

第7条 法第21条の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 試験年月日
- (2) 試験地
- (3) 受験者の受験番号、氏名、生年月日、住所及び合否の別
- (4) 合格年月日

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ登録試験機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって帳簿への記載に代えることができる。

3 登録試験機関は、帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）を、試験事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

4 登録試験機関は、次に掲げる書類を備え、試験を実施した日から3年間保存しなければならない。

- (1) 試験の受験申込書及び添付書類
- (2) 終了した試験の問題及び答案用紙

(立入検査を行う職員の証明書)

第8条 法第23条第2項の身分を示す証明書の様式は、別記様式第2号によるものとする。

(試験事務の休廃止の許可の申請)

第9条 登録試験機関は、法第24条の規定により試験事務の全部又は一部の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- (1) 休止し、又は廃止しようとする試験事務の範囲
- (2) 休止し、又は廃止しようとする年月日
- (3) 休止しようとする場合にあっては、その期間
- (4) 休止又は廃止の理由

附 則

この省令は、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成16年法律第111号）の施行の日（平成16年12月17日）から施行する。

附 則〔平成18年4月28日国土交通省令第58号抄〕
(施行期日)

第1条 この省令は、会社法〔平成17年7月法律第86号〕の施行の日（平成18年5月1日）から施行する。

〔経過措置〕

第3条 この省令の施行前にしたこの省令による改正前の省令による処分、手続、その他の行為は、この省令による改正後の省令（以下「新令」という。）の規定の適用については、新令の相当規定によってしたものとみなす。

3 山形県屋外広告物条例

山形県屋外広告物条例

昭和49年10月4日
山形県条例第59号

改正	昭和53年3月24日条例第17号	昭和54年3月26日条例第8号
	昭和58年3月14日条例第18号	昭和60年7月10日条例第26号
	昭和62年3月17日条例第10号	昭和63年3月23日条例第26号
	平成3年3月19日条例第27号	平成3年12月20日条例第73号
	平成6年3月25日条例第29号	平成9年3月21日条例第30号
	平成10年3月24日条例第26号	平成12年3月21日条例第36号
	平成17年7月8日条例第80号	平成19年12月21日条例第70号
	平成20年10月14日条例第50号	平成23年3月22日条例第22号
	平成24年3月21日条例第34号	平成30年3月20日条例第39号

山形県屋外広告物条例（昭和36年4月県条例第16号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）の規定に基づき、屋外広告物（法第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。以下「広告物」という。）について必要な規制を行うとともに、屋外広告業（法第2条第2項に規定する屋外広告業をいう。以下「広告業」という。）について必要な規制、指導等を行い、もって良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

（特別規制地域及び禁止物件）

第2条 次に掲げる地域、区域又は場所（自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第3章、第4章又は第6章の規定による原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び山形県自然環境保全地域並びに自然公園法（昭和32年法律第161号）第2章又は第3章の規定による国立公園及び国定公園並びに山形県立自然公園の特別地域（以下「原生自然環境保全地域等」という。）を除く。以下「特別規制地域」という。）において、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）を設置してはならない。

（1）都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた次に掲げる地域及び地区

イ 第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域及び田園住居地域（知事が指定する区域を除く。）

ロ 風致地区（知事が指定する区域に限る。）

（2）文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条又は第78条第1項の規定により指定された建造物の周囲で知事が指定する地域及び同法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域

（3）森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項第11号に掲げる目的を達成するため保安林として指定された森林のある区域（知事が指定する区域を除く。）

（4）都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園の区域

（5）自然公園法第2章又は第3章の規定による国立公園及び国定公園並びに山形県立自然公園の普通地域の区域（知事が指定する区域を除く。）

（6）道路、鉄道、軌道及び索道（以下「道路等」という。）並びに道路等から展望できる範囲の地域で知事が指定する区域

（7）河川、湖沼、海浜及びこれらの付近の地域で知事が指定する区域

- (8) 古墳、墓地及び火葬場
- (9) 前各号に掲げるもののほか、知事が良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めて指定する地域、区域又は場所
- 2 次に掲げる物件（以下「禁止物件」という。）に広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。
 - (1) 橋りょう、トンネル、高架構造物、分離帯及びよう壁
 - (2) 街路樹、路傍樹、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和37年法律第142号）第2条第1項の規定により指定された保存樹又は保存樹林及び石垣
 - (3) 銅像、神仏像及び記念碑
 - (4) 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木
 - (5) 送電塔及び送受信塔
 - (6) 道路標識、信号機、歩道柵、駒止、里程標、ガードレール、防雪施設、防砂施設及びカーブミラー
 - (7) 消火栓及び火災報知機及び火の見やぐら
 - (8) 郵便ポスト、電話ボックス及び路上変電塔
 - (9) 煙突、ガスタンク及び水道タンク
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、知事が良好な景観又は風致を維持するために必要と認めて指定する物件
- 3 電力柱、電信電話柱、街路灯柱その他これらに類する物件には、はり紙若しくははり札又は立看板を表示してはならない。

（普通規制地域）

- 第3条 次に掲げる地域、区域又は場所（特別規制地域及び原生自然環境保全地域等を除く。以下「普通規制地域」という。）において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとするとき（国又は法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる法人（以下「国等」という。）が広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとするときを除く。）は、知事の許可を受けなければならない。
- (1) 都市計画法第2章の規定により定められた用途地域
 - (2) 道路等及び道路等から展望できる範囲の地域で知事が指定する区域
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、知事が良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めて指定する地域、区域又は場所
- 2 国等は、普通規制地域において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとするときは、あらかじめその旨を知事に届け出なければならない。この場合において、届出に係る広告物又は掲出物件は、次条の基準に適合するものでなければならない。

（許可基準）

- 第4条 この条例の規定による広告物の表示及び掲出物件の設置の許可の基準については、規則で定める。

（許可の期間及び条件）

- 第5条 知事は、第3条第1項の許可をする場合においては、許可の期間を定めることができる。
- 2 前項の許可の期間は、3年を超えることができない。
 - 3 知事は、第3条第1項の許可に、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又

は公衆に対する危害を防止するために必要な条件を付することができる。

(更新の許可)

第6条 許可の期間満了後引き続き広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、許可の更新を受けることができる。

2 前条の規定は、前項の許可の更新をする場合について準用する。

(変更の許可等)

第7条 第3条第1項又は前条第1項の許可を受けた者は、その許可に係る広告物又は掲出物件について変更を加えようとするときは、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 第5条第3項の規定は、前項の許可について準用する。

3 第3条第2項の届出をした者は、その届出に係る広告物又は掲出物件について変更を加えようとするときは、あらかじめその旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

4 第3条第2項後段の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(許可の申請手数料)

第8条 第3条第1項、第6条第1項又は前条第1項の規定による許可を受けようとする者は、別表に定める手数料を納付しなければならない。ただし、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による届出を経た政治団体がはり紙、はり札等(法第7条第4項に規定するはり札等をいう。以下同じ。)、広告旗(同項に規定する広告旗をいう。以下同じ。)又は立看板等(同項に規定する立看板等をいう。以下同じ。)を表示するための許可を受けようとするときは、この限りでない。

(適用除外)

第9条 次に掲げる広告物又は掲出物件(第4号に掲げる広告物又は掲出物件については、規則で定める基準に適合したものに限る。)については、第2条第1項及び第3項並びに第3条の規定は、適用しない。ただし、当該広告物が、はり紙である場合における第2条第3項の規定の適用については、この限りでない。

(1) 法令の規定により表示し、又は設置するもの

(2) 国等又は政治資金規正法第6条第1項の規定による届出を経た政治団体が表示し、又は設置するもので規則で定めるもの

(3) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)その他の法律による選挙運動のために表示し、又は設置するもの

(4) 自己の氏名、店名、屋号若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所、居所又は事業所若しくは営業所に表示し、又は設置されるもので規則で定めるもの

(5) 一時的又は仮設的なもので規則で定めるもの

2 自己の管理する物件(土地を除く。)に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物又は掲出物件で規則で定めるものについては、第2条第1項及び第2項並びに第3条の規定は、適用しない。

3 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第2条第1項及び第3条の規定は、適用しない。

(1) 自己の管理する土地に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物又は掲出物件で規則で定めるもの

- (2) 講演会、展覧会、音楽会その他催し物のためその会場の敷地内に表示し、又は設置するもの
- (3) 人、動物又は車両、船舶等に表示するもの
- (4) 地方公共団体が設置する掲示板に表示するもの
- 4 特定の施設の位置又は所在地を案内することを目的とする道標、案内図板及び入口標識で規則で定めるものについては、第2条第1項の規定は、適用しない。
- 5 前4項に規定する広告物又は掲出物件に、これらの規定に該当しない広告物を併用したときは、これらの規定は、適用しない。

(特別規制地域、禁止物件又は普通規制地域に新たになつた場合の特例)

- 第10条 特別規制地域又は禁止物件に新たになつた場合において、当該特別規制地域又は当該禁止物件に既に適法に表示され、又は設置されている広告物又は掲出物件については、特別規制地域又は禁止物件になつた日から5年を経過する日までに除却しなければならない。この場合において、現に許可を受けて表示され、又は設置されている広告物又は掲出物件を当該許可の期間満了後引き続き表示し、又は設置するときは、当該広告物又は掲出物件を除却するまでの間は、当該特別規制地域又は禁止物件となつた日の前日において適用されていたこの条例の規定の例により許可を受けなければならない。
- 2 前項の規定により、広告物又は掲出物件を除却した者は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。
 - 3 普通規制地域に新たになつた場合において、当該普通規制地域に既に適法に表示され、又は設置されている広告物又は掲出物件については、普通規制地域になつた日から5年間は、第3条第1項の規定による許可を受けないで、又は同条第2項の規定による届出をしないで引き続き表示し、又は設置することができる。

(禁止広告物)

- 第11条 次に掲げる広告物又は掲出物件は、これを表示し、又は設置してはならない。
- (1) 著しく汚染し、たい色し、又は塗料等のはく離したもの
 - (2) 使用材料が著しく破損し、又は老朽したもの
 - (3) 倒壊又は落下のおそれのあるもの
 - (4) 信号機又は道路標識等と混同されるおそれのあるもの又はこれらの効用を妨げるおそれのあるもの
 - (5) 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

(許可の表示)

- 第12条 この条例の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件に許可の証票をちよう付しておかななければならない。ただし、許可の押印を受けたものについては、この限りでない。

(点検)

- 第12条の2 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、規則で定めるところにより、当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況について定期的に点検を行い、必要が生じたときは、修繕その他の措置を講じなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。
- 2 第6条第1項の規定による許可の更新を受けようとする者(前項ただし書に規定する規則で定める広告物又は掲出物件について許可の更新を受けようとする者を除

く。)は、規則で定めるところにより、前項の規定による点検及び措置の内容を知事に報告しなければならない。

(管理者等の届出)

- 第13条 第3条第1項又は第6条第1項の規定による許可を受けた者（以下「許可を受けた者」という。）は、当該許可に係る広告物又は掲出物件を管理する者（以下「管理者」という。）を置き、その旨を知事に届け出なければならない。
- 2 前項の管理者に変更があつたときは、許可を受けた者は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。
 - 3 許可を受けた者又は管理者は、その氏名（法人にあつては、その名称）又は住所を変更したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(完成届)

- 第14条 第3条第1項又は第7条第1項の規定による許可を受けた者及び第3条第2項又は第7条第3項の規定により届け出た者は、当該許可又は届出に係る広告物の表示又は掲出物件の設置に必要な工事を完成したときは、速やかに知事に届け出なければならない。

(除却義務)

- 第15条 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、当該広告物又は掲出物件が、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに除却しなければならない。
- (1) 許可の期間が満了したもの
 - (2) 次条第1項の規定により許可が取り消されたもの
 - (3) 第10条第3項に規定する期間内に第3条第1項に規定する許可を受けないもの及び同条第2項に規定する届出のないもの
- 2 第10条第2項の規定は、前項の除却をする場合について準用する。

(違反に対する措置)

- 第16条 知事は、この条例の規定による許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。
- (1) 第5条第3項（第6条第2項及び第7条第2項において準用する場合を含む。）の規定により付した許可の条件に違反したとき。
 - (2) 第7条第1項の規定に違反したとき。
 - (3) 第3項の規定による知事の命令に違反したとき。
 - (4) 虚偽の申請その他不正の手段により許可を受けたとき。
- 2 知事は、第2条、第3条又は前条第1項の規定に違反し、又は次項の規定による知事の命令（除却命令を除く。）に違反して広告物又は掲出物件を表示し、又は設置する者及び管理者に対し、5日以上を定め、これらの除却を命ずることができる。
- 3 知事は、第11条の規定に違反した広告物又は掲出物件を表示し、又は設置する者及び管理者に対し、5日以上を定め、当該広告物又は掲出物件の改造、移転、除却その他の必要な措置を命ずることができる。
- 4 知事は、前2項の規定による除却を命じようとする場合において、当該広告物又は掲出物件を表示し、又は設置する者及び管理者を過失なくして確知することができないときは、5日以上を定め、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公示しなければならない。

(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示事項等)

第 16 条の 2 法第 8 条第 2 項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量
 - (2) 保管した広告物又は掲出物件の表示され、又は設置されていた場所及び当該広告物又は掲出物件を除却した日
 - (3) 当該広告物又は掲出物件の保管を始めた日及び保管の場所
- 2 法第 8 条第 2 項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。
- (1) 前項各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して 2 週間（法第 7 条第 4 項の規定により除却された広告物については、2 日）、規則で定める場所に掲示すること。
 - (2) 特に貴重であると認められる広告物又は掲出物件については、前号の掲示の期間が満了しても、なお当該広告物又は掲出物件の所有者等（法第 8 条第 2 項に規定する所有者等をいう。）の氏名及び住所を知ることができないときは、前項各号に掲げる事項を県公報に登載し、又はこれに準ずる方法により公示すること。

(保管した広告物又は掲出物件の価額の評価の方法)

第 16 条の 3 法第 8 条第 3 項の規定による保管した広告物又は掲出物件の価額の評価は、当該広告物又は掲出物件に係る取引の実例価格、使用期間、損耗の程度その他当該広告物又は掲出物件の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。

(保管した広告物又は掲出物件の売却の方法)

第 16 条の 4 法第 8 条第 3 項の規定による保管した広告物又は掲出物件の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない場合その他競争入札に付することが適当でない認められる場合については、随意契約により売却することができる。

(公示の日から売却が可能となるまでの期間)

第 16 条の 5 法第 8 条第 3 項各号の条例で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 法第 7 条第 4 項の規定により除却された広告物 2 日
- (2) 特に貴重な広告物又は掲出物件 3 月
- (3) 前 2 号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件 2 週間

(検査)

第 17 条 知事は、必要と認めるときは、広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者又は管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその命じた者をして広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物に立ち入り、必要な検査をさせることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

(広告景観モデル地区の指定)

第 17 条の 2 知事は、市町村長の要請に基づき、良好な景観の形成を図るため、地域の特性に応じた広告物又は掲出物件についての規制又は誘導を行うことが特に必要と認める区域を、広告景観モデル地区（以下「モデル地区」という。）として指定す

ることができる。

- 2 知事は、モデル地区を指定するときは、広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。
- 3 前項の基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) モデル地区の名称及び区域
 - (2) 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基本構想
 - (3) 良好な景観を形成し、又は風致を維持するための広告物の表示又は掲出物件の設置の方法に関する規制の基準
 - (4) 良好な景観を形成するための広告物の表示又は掲出物件の設置の方法に関する誘導の基準（以下「広告物景観形成基準」という。）
- 4 知事は、モデル地区を指定しようとするときは、あらかじめその旨を公示し、基本方針の案を当該公示の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。
- 5 前項の規定による公示があつたときは、モデル地区として指定しようとする区域の住民及びその区域において広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれを管理する者は、同項の期間が経過する日までに、縦覧に供した基本方針の案について、知事に意見書を提出することができる。
- 6 知事は、第4項の期間が経過したときは、基本方針の案について、第1項の要請をした市町村長の意見を聞かなければならない。

（モデル地区の指定の取消し及び基本方針の変更）

- 第17条の3 知事は、市町村長からの要請があつたとき、又は良好な景観の形成に支障があると認めるときは、モデル地区の指定を取り消し、又は基本方針を変更することができる。
- 2 前条第4項から第6項までの規定は、前項の規定によるモデル地区の指定の取消し又は基本方針の変更について準用する。

（モデル地区における責務）

- 第17条の4 モデル地区において広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、当該広告物又は掲出物件が当該モデル地区に係る広告物景観形成基準に適合するよう努めなければならない。

（審議会）

- 第18条 知事の諮問に応じて広告物及び掲出物件に関する重要事項を審議させるため、山形県屋外広告物審議会（以下「審議会」という。）を置く。
- 2 審議会は、委員16名以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 関係行政機関の職員
 - (3) 市町村の長を代表する者
 - (4) 県議会の議員
 - (5) 広告業者（第21条第1項又は第3項の登録を受けて広告業を営む者をいう。以下同じ。）
 - 3 前項第1号及び第5号に掲げる者である委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（諮問）

第 19 条 知事は、次に掲げる場合においては、審議会の意見を聞かなければならない。

- (1) 第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで、第 5 号から第 7 号まで及び第 9 号並びに同条第 2 項第 10 号並びに第 3 条第 1 項第 2 号及び第 3 号並びに第 17 条の 2 第 1 項並びに第 17 条の 3 第 1 項の規定による指定をし、又はこれらを変更し、若しくは取り消ししようとするとき。
- (2) 第 4 条、第 9 条第 1 項第 2 号、第 4 号及び第 5 号並びに同条第 2 項並びに同条第 3 項第 1 号並びに同条第 4 項の規定による定めとし、又はこれらを変更しようとするとき。

(公示)

第 20 条 知事は、第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで、第 5 号から第 7 号まで及び第 9 号並びに同条第 2 項第 10 号並びに第 3 条第 1 項第 2 号及び第 3 号並びに第 17 条の 2 第 1 項並びに第 17 条の 3 第 1 項の規定による指定をし、又はこれらを変更し、若しくは取り消したときは、山形県公報に公示しなければならない。

(広告業の登録)

第 21 条 広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録の有効期間は、5 年とする。
- 3 前項の有効期間の満了後引き続き広告業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。
- 4 前項の更新の登録の申請があつた場合において、第 2 項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。
- 5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第 21 条の 2 前条第 1 項又は第 3 項の規定により登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、知事に次に掲げる事項を記載した登録申請書を提出しなければならない。

- (1) 商号、名称又は氏名及び住所
 - (2) 営業所（県内を営業区域とするものに限る。以下同じ。）の名称及び所在地並びに第 23 条第 1 項に規定する業務主任者の氏名
 - (3) 法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名
 - (4) 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合においては、その商号又は名称及び住所並びにその役員の氏名）
 - (5) 他の地方公共団体において広告業の登録を受けている場合は、その登録番号
- 2 前項の登録申請書には、登録申請者が第 21 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第 21 条の 3 知事は、前条の規定による書類の提出があつたときは、次条第 1 項の規定により登録を拒否する場合を除き、遅滞なく、次に掲げる事項を屋外広告業者登録

簿に登録しなければならない。

(1) 前条第1項各号に掲げる事項

(2) 登録年月日及び登録番号

2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第21条の4 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は第21条の2の登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

(1) 第24条の2の規定により登録を取り消され、その処分の日から2年を経過しない者

(2) 広告業者で法人であるものが第24条の2の規定により登録を取り消された場合において、その処分の日前30日以内にその広告業者の役員であつた者でその処分の日から2年を経過しないもの

(3) 第24条の2の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

(4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者

(5) 広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

(6) 法人でその役員のうち第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの

(7) 第23条第1項に規定する業務主任者を選任していない者

2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第21条の5 広告業者は、第21条の2第1項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る広告業者が前条第1項第5号から第7号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があつた事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

3 第21条の2第2項の規定は、第1項の規定による届出について準用する。

(屋外広告業者登録簿の閲覧)

第21条の6 知事は、屋外広告業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(廃業等の届出)

第21条の7 広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日(第1号の場合にあつては、その事実を知つた日)から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(1) 死亡した場合 その相続人

(2) 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者

(3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人

- (4) 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人
- (5) 県内を営業区域として行う広告業を廃止した場合 広告業者であつた者
- 2 広告業者が前項各号のいずれかに該当したときは、広告業者の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第 21 条の 8 知事は、広告業者の登録がその効力を失つたとき、又は第 24 条の 2 の規定により広告業者の登録を取り消したときは、屋外広告業者登録簿から当該広告業者の登録を抹消しなければならない。

(講習会)

第 22 条 知事は、広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会（以下「講習会」という。）を開催しなければならない。

- 2 知事は、講習会に関する事務の一部を他の者に委託することができる。
- 3 講習会を受けようとする者は、講習手数料として 4,000 円を県に納付しなければならない。
- 4 前項の講習手数料は、これを納付した後においては、返還しないものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、講習会に関し必要な事項は、規則で定める。

(業務主任者の選任等)

第 23 条 登録申請者又は広告業者は、営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任するものとする。

- (1) 法第 10 条第 2 項第 3 号イの規定による国土交通大臣の登録を受けた法人が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者
- (2) 前条第 1 項の講習会の課程を修了した者
- (3) 他の都道府県、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市又は同法第 252 条の 22 第 1 項に規定する中核市が開催する講習会を修了した者
- (4) 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）に基づく職業訓練指導員免許の所持者又は技能検定の合格者若しくは職業訓練の修了者であつて広告美術仕上げに関する職種等に係るもの
- (5) 前各号に規定する者のほか、講習会を修了した者と同等以上の知識経験を有するものとして規則で定める者
- 2 広告業者は、業務主任者に次に掲げる業務の総括に関することを行わせるものとする。
- (1) この条例その他広告物の表示及び掲出物件の設置に関する法令の規定の遵守に関すること。
- (2) 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他広告物の表示又は掲出物件の設置に係る安全の確保に関すること。
- (3) 第 23 条の 3 に規定する帳簿の記載に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、業務の適正な実施の確保に関すること。

(標識の掲示)

第 23 条の 2 広告業者は、規則で定めるところにより、営業所ごとに、公衆の見やすい場所に商号、名称又は氏名、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第 23 条の 3 広告業者は、規則で定めるところにより、営業所ごとに帳簿を備え、その営業に関する事項で規則で定めるものを記載し、これを保存しなければならない。

(広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告)

第 24 条 知事は、県内を営業区域として広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

(登録の取消し等)

第 24 条の 2 知事は、広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は 6 月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 不正の手段により広告業の登録を受けたとき。
- (2) 第 21 条の 4 第 1 項第 2 号又は第 4 号から第 7 号までのいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 第 21 条の 5 第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

(屋外広告業者監督処分簿の備付け等)

第 24 条の 3 知事は、前条の規定による処分をしたときは、当該処分の年月日及び内容を屋外広告業者監督処分簿に記載しなければならない。

2 知事は、屋外広告業者監督処分簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(報告及び検査)

第 24 条の 4 知事は、県内を営業区域として広告業を営む者に対して、特に必要があると認めるときは、その営業につき、必要な報告をさせ、又はその職員をして営業所その他営業に関係のある場所に立ち入らせ、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(登録の申請手数料)

第 24 条の 5 県は、次の各号に掲げる者から、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。

- (1) 第 21 条第 1 項の規定による広告業の登録の申請をする者 10,000 円
- (2) 第 21 条第 3 項の規定による広告業の更新の登録の申請をする者 10,000 円

2 既に納められた前項の手数料は、還付しない。

(委任)

第 25 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第 25 条の 2 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 21 条第 1 項又は第 3 項の規定に違反して登録を受けずに広告業を営んだ者
- (2) 不正の手段により第 21 条第 1 項又は第 3 項の登録を受けた者
- (3) 第 24 条の 2 の規定による営業の停止の命令に違反した者

第 26 条 第 16 条第 2 項又は第 3 項の規定による除却命令に違反した者は、50 万円以下の罰金に処する。

第 27 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 2 条、第 3 条第 1 項、第 7 条第 1 項又は第 11 条の規定に違反した者及び第 5 条第 3 項（第 6 条第 2 項及び第 7 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により付せられた条件に違反した者
- (2) 第 12 条の規定による表示をしない者
- (3) 第 10 条第 2 項（第 15 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 13 条、第 14 条又は第 21 条の 5 第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (4) 第 15 条第 1 項の規定による除却をしない者
- (5) 第 16 条第 3 項の規定による命令（除却命令を除く。）に違反した者
- (6) 第 23 条第 1 項の規定に違反して業務主任者を選任しなかつた広告業者

第 28 条 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 17 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- (2) 第 24 条の 4 第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第 29 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第 25 条の 2 から前条までの規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第 30 条 次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の過料に処する。

- (1) 第 21 条の 7 第 1 項の規定による届出をしなかつた者
- (2) 第 23 条の 2 の規定による標識を掲げない者
- (3) 第 23 条の 3 の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和 50 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 21 条及び第 23 条の規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に表示され、又は設置されている広告物又はこれを掲出する物件で新たに禁止地域等又は許可地域等に表示され、又は設置されることとなるものについては、禁止地域等に係るものにあつてはこの条例の施行の日から 18 箇月を経過する日までに除却しなければならないものとし、許可地域等に係るものにあつては

この条例の施行の日から12箇月間(当該期間内に許可の申請をした場合においては、その申請に対する処分がある日までの間)は、引き続き表示し、又は設置することができるものとする。

- 3 この条例の施行の際この条例による改正前の山形県屋外広告物条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により許可を受けて現に表示され、又は設置されている広告物又はこれを掲出する物件で、第4条の規定による許可基準に適合しないこととなるものについては、この条例の施行の日から18箇月を経過する日までに、当該許可基準に適合するように改造し、移転し、又は除却しなければならない。
- 4 第21条及び第23条の規定の施行の際現に広告業を営んでいる者については、これらの規定の施行の日から1箇月を経過する日までの間は、第21条に規定する届出をしないで引き続き広告業を営むことができるものとし、同日までの間は、第23条の規定は、適用しないものとする。
- 5 この条例の施行の前日に改正前の条例の規定によつてなされた指定、届出、処分、審議会の委員の任命その他の行為は、この条例の相当する規定によつてなされたものとみなす。
- 6 この条例の施行の前日に行つた行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(昭和53年3月24日条例第17号)
この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(昭和54年3月26日条例第8号)
この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和58年3月14日条例第18号)
この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年7月10日条例第26号)
この条例は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則(昭和62年3月17日条例第10号)
この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年3月23日条例第26号)
この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成3年3月19日条例第27号)
この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成3年12月20日条例第73号)
この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成6年3月25日条例第29号)
この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月21日条例第30号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第23条第1項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年3月24日条例第26号）

（施行期日）

1 この条例は、平成11年1月1日から施行する。ただし、第18条第2項及び第3項の改正規定は、同年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第3条第1項及び第5条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う同項の許可の申請に係る広告物又はこれを掲出する物件について適用し、施行日前に行う改正前の第3条の許可の申請に係る広告物又はこれを掲出する物件については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に表示され、又は設置されている広告物又はこれを掲出する物件で改正前の第9条の規定により改正前の第2条及び第3条の規定の適用がなかったものについては、改正後の第9条の規定にかかわらず、施行日から5年間は、引き続き表示し、又は設置することができる。

4 施行日前に行われた行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月21日条例第36号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成17年7月8日条例第80号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第21条の改正規定、同条の次に7条を加える改正規定、第23条の改正規定、同条の次に2条を加える改正規定、第24条の次に4条を加える改正規定、第25条の次に1条を加える改正規定、第26条から第29条までの改正規定及び同条の次に1条を加える改正規定は、平成17年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 前項ただし書に掲げる改正規定の施行の際現に改正前の山形県屋外広告物条例（以下「旧条例」という。）第21条の規定に基づき届出をして広告業を営んでいる者については、平成18年3月31日（同日までに改正後の山形県屋外広告物条例（以下「新条例」という。）第21条の4の規定に基づく登録の拒否の処分があったときは、その日）までの間は、新条例第21条第1項の規定にかかわらず、引き続き広告業を営むことができる。その者が、平成18年3月31日までに同項の規定による登録の申請をした場合において、同日までに当該登録の申請に対する処分がされないときは、当該登録の申請に対する処分がされるまでの間も、同様とする。

3 附則第1項ただし書に掲げる改正規定の施行の際現に旧条例第23条第1項に規定する講習会修了者等である者については、新条例第23条第1項に規定する業務主任者となる資格を有する者とみなす。

4 この条例（附則第1項ただし書に掲げる改正規定にあっては、当該改正規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成19年12月21日条例第70号）

この条例は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成 20 年 10 月 14 日条例第 50 号）
この条例は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 22 日条例第 22 号）
この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 21 日条例第 34 号）
この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 20 日条例第 39 号）
この条例は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 2 項第 6 号の改正規定は公布の日から、同条第 1 項第 1 号イの改正規定は同年 4 月 1 日から施行する。

別表 屋外広告物許可申請手数料

種類	金額
はり紙	50枚（50枚未満の端数があるときは50枚とする。）につき 260円
はり札等	1枚につき 90円
立看板等	1枚につき 420円
電柱塗装広告、 電柱巻付広告及び 電柱袖看板	1個につき 430円
広告幕その他これ に類するもの	1枚につき 540円
広告旗その他これ に類するもの	1個につき 500円
アドバルーン	1個につき 2,480円
アーチ	1基につき 3,300円
広告板、広告塔その 他これらに類す るもの	1平方メートル以下のもの1個 につき 590円
	1平方メートルを超え5平方 メートル以下のもの1個につき 1,280円
	5平方メートルを超え10平方 メートル以下のもの1個につき 1,790円
	10平方メートルを超え20平方 メートル以下のもの1個につき 3,100円
	20平方メートルを超え30平方 メートル以下のもの1個につき 4,520円
	30平方メートルを超えるもの 1個につき 4,520円に当該超える分5平方 メートルまでごとに710円を 加算した額

備考 特殊装置広告の手数料の額は、この表により算定した額に当該額の2分の1に相当する額を加算した額とする。

4 山形県屋外広告物条例施行規則

山形県屋外広告物条例施行規則

昭和49年12月25日
山形県規則第74号

改正 昭和60年8月2日規則第31号	昭和62年3月31日規則第23号
平成3年3月29日規則第22号	平成5年3月23日規則第8号
平成10年6月5日規則第63号	平成13年4月1日規則第55号
平成13年8月31日規則第102号	平成17年7月8日規則第59号
平成19年4月1日規則第56号	平成19年11月27日規則第109号
平成20年2月29日規則第12号	平成20年4月1日規則第58号
平成20年6月27日規則第73号	平成22年4月1日規則第27号
平成23年3月22日規則第6号	平成24年3月21日規則第16号
平成26年4月1日規則第31号	平成27年11月17日規則第63号
平成30年6月1日規則第52号	

山形県屋外広告物条例施行規則（昭和36年8月県規則第49号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、山形県屋外広告物条例（昭和49年10月県条例第59号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）建植広告 独立して土地に建植され、又は立木若しくは岩石を利用して設置される屋外広告物（屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。以下「広告物」という。）及びこれを掲出する物件（以下「掲出物件」という。）をいう。
- （2）壁面利用広告 建物その他の工作物（掲出物件を除く。）の壁面を利用して表示する広告物及び掲出物件をいう。
- （3）屋上利用広告 建物の屋上を利用して設置される広告物及び掲出物件をいう。
- （4）電力柱等利用広告 電力柱、電信電話柱、街路燈柱その他これらに類する物件（以下「電力柱等」という。）を利用して表示する広告物をいう。

2 この規則における広告物及び掲出物件の種類は、別表第1のとおりとする。

（特別規制地域及び普通規制地域の区分）

第2条の2 条例第2条第1項に規定する特別規制地域（以下「特別規制地域」という。）及び条例第3条第1項に規定する普通規制地域（以下「普通規制地域」という。）をそれぞれ別表第2に掲げる地域種別に区分するものとする。

（許可の申請手続等）

第3条 条例第3条第1項の規定による許可を受けようとする者は、屋外広告物許可申請書（別記様式第1号）正副2部に次に掲げる書類等を添えて知事に提出しなければならない。この場合において、第2号から第4号までに規定する書類等は当該許可がはり紙及びはり札等以外の広告物に係るものときに、第5号に規定する書類等は当該許可がはり紙及びはり札等に係るものときに限るものとする。

- （1）代理人が申請するときは、代理権を証する書面

- (2) 広告物の表示場所又は掲出物件の設置場所の使用権を証する書類
- (3) 形状、寸法、材料、構造、意匠、色彩及び表示の方法の仕様書並びに図面（照明又は音響を伴うときはその大要を示したもの）
- (4) 附近の見取図及び当該広告物から信号機、道路等までの距離を明示した位置図
- (5) 現物又は見本

2 条例第3条第2項の規定による届出をしようとする者は、屋外広告物届出書（別記様式第1号の2）に前項第2号から第4号までの書類等を添えて、これを知事に提出しなければならない。

（許可の基準）

第4条 条例第4条の規定による許可の基準（以下「許可基準」という。）は、広告物又は掲出物件の種類ごとに別表第2に定める普通規制地域の地域種別に応じて、別表第3のとおりとする。ただし、条例第17条の2第1項の規定により指定された広告景観モデル地区（以下「モデル地区」という。）における許可基準は、別表第3の規定にかかわらず、同条第3項第3号の基準（以下「広告物景観風致維持基準」という。）によるものとする。

（許可の期間）

第5条 条例第5条第1項の規定による許可の期間は、別表第3のとおりとする。

（更新の許可）

第6条 条例第6条第1項の規定による許可の更新を受けようとする者は、許可期間満了の日の10日前までに屋外広告物更新許可申請書（別記様式第2号）正副2部に第3条第1項第1号、第2号及び第4号に規定する書類を添えて知事に提出しなければならない。第3条第1項後段の規定は、この場合における添付書類について準用する。

（変更の許可等）

第7条 条例第7条第1項の規定による変更の許可を受けようとする者は、屋外広告物変更許可申請書（別記様式第3号）正副2部に第3条第1項第1号、第3号及び第5号の書類等を添えて知事に提出しなければならない。第3条第1項後段の規定は、この場合における添付書類について準用する。

2 条例第7条第3項の規定による変更の届出をしようとする者は、屋外広告物変更届出書（別記様式第3号の2）に第3条第1項第3号の書類等を添えて、これを知事に提出しなければならない。

（軽微な変更）

第8条 条例第7条第1項ただし書及び同条第3項ただし書に規定する軽微な変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 汚染、たい色又は塗料等がはく離をしたときにする形状、大きさ又は構造に変更を加えない程度の塗替え、補強又は補修
- (2) 表示する内容の一部の変更で、表示する内容の種類、位置、形状及び大きさの変更を伴わないもの
- (3) 表示する内容を短期的かつ定期的に変更する広告物として条例第3条第1項の規定による許可又は同条第2項の規定による届出がされている建植広告、壁面利用広告又は屋上利用広告の当該表示する内容の短期的かつ定期的な変更で、位置及び形状の変更を伴わないもの

(適用除外)

第9条 条例第9条第1項に規定する規則で定める基準(以下「適用除外基準」という。)は、広告物又は掲出物件の種類ごとに別表第2に定める地域種別に応じて、特別規制地域にあつては別表第4、普通規制地域にあつては別表第3のとおりとする。ただし、モデル地区における適用除外基準は、別表第3又は別表第4の規定にかかわらず、広告物景観風致維持基準によるものとする。

2 条例第9条第1項第2号、同条第2項及び同条第3項第1号の規定により適用除外するものは、表示面積が一面2平方メートルで総面積4平方メートル以下のもの(条例第3条第1項に規定する国等が掲出する案内図板で、特定の施設の敷地又は区域内に表示され、当該施設の配置を示すためのものにあつては、別表第2に定める地域種別に応じて、特別規制地域においては別表第4の適用除外基準、普通規制地域においては同表の第2種特別規制地域における適用除外基準に適合したもの)とする。

3 条例第9条第1項第4号の規定により適用除外するものは、自己の住居、店舗又は事務所若しくは営業所の敷地外に突出しないもの(普通規制地域においては、特殊装置のものにあつては、別表第4の特に積雪が多いと認められる地域以外の第2種特別規制地域における適用除外基準に適合したものに限る。)とする。

4 条例第9条第1項第5号の規定により適用除外するものは、次に掲げるものとする。

(1) 営利を目的としない会議、催物、生徒募集等に関するもの又は政党、労働組合等が掲出するもので、掲出期間が30日以内のもの

(2) 式典、祭典、法要その他地方の年中行事又は慣例上の行事として一般に認められるもので、当該行事の終了後直ちに除却するもの

(3) 工事現場の板塀その他これに類する板囲いに絵画、写真等を表示するもので、当該工事の終了後直ちに除却するもの

(4) 工事現場の周辺の安全及び交通の円滑を図るためのもので、当該工事の終了後直ちに除却するもの

5 条例第9条第4項の規定により適用除外するものは、適用除外基準に適合し、特定の施設の位置又は所在地を案内するために必要な施設名及び施設の位置、方向又は施設までの距離のみを表示するもので、当該施設から5キロメートル以内に表示され、又は設置されるものとし、その数は3を限度とする。

(地域種別に異動があつた場合等の特例)

第9条の2 特別規制地域若しくは普通規制地域のそれぞれの別表第2に掲げる地域種別に異動があつた場合又は許可基準若しくは適用除外基準に変更があつた場合において、既に適法に表示され、又は設置されている広告物又は掲出物件で当該異動又は変更後に許可基準又は適用除外基準に適合しないこととなるものについては、当該異動又は変更の日から5年間は、当該異動又は変更の日の前日において適用されていた許可基準又は適用除外基準を適用する。

(許可証の交付等)

第10条 条例第3条第1項、第6条第1項及び第7条第1項の規定により許可をしたときは、許可書(許可申請書の副本に許可したことを証したものを)を申請者に交付する。この場合において、当該許可がはり紙及びはり札等に係るものであるときは、当該許可の申請に係る広告物に別記様式第4号による許可印の押印をもつて許可書にかえることができる。

(許可の証票)

第11条 条例第12条に規定する許可の証票は、屋外広告物許可済証(別記様式第5号)

とする。

(点検)

第 11 条の 2 条例第 12 条の 2 第 1 項の規定による点検は、条例第 23 条第 1 項第 1 号に規定する者若しくは知事が指定する屋外広告物の点検に関する研修を修了した者又は次の各号に掲げる広告物及び掲出物件の区分に応じ、当該各号に定める者が行うものでなければならない。

- (1) 建植広告、壁面利用広告及び屋上利用広告(いずれも特殊装置広告を除く。) 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 2 条第 1 項に規定する建築士(木造建築士を除く。)の資格を有する者又は建設業法施行令(昭和 31 年政令第 273 号)第 27 条の 3 の規定による建築施工管理に係る 1 級の技術検定に合格した者であつて、条例第 23 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に規定する者
- (2) 電力柱等利用広告(袖看板に限り、特殊装置広告を除く。) 電気工事士法(昭和 35 年法律第 139 号)第 2 条第 4 項に規定する電気工事士又は電気工事士法施行規則(昭和 35 年通商産業省令第 97 号)第 2 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する電気工事に係る同法第 3 条第 3 項に規定する特種電気工事資格者(次号において「特種電気工事資格者」という。)であつて、条例第 23 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に規定する者
- (3) 特殊装置広告 特種電気工事資格者であつて、条例第 23 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に規定する者

2 条例第 12 条の 2 第 1 項ただし書の規則で定める広告物又は掲出物件は、電力柱等利用広告(袖看板を除く。)、はり紙、はり札等、立看板等、広告幕、広告旗及びアドバルーン並びに道路標識とする。

(点検の結果の報告)

第 11 条の 3 条例第 12 条の 2 第 2 項の規定による報告は、条例第 6 条第 1 項の規定による許可の更新の申請の日前 3 月以内に行つた点検の結果について、屋外広告物安全点検結果報告書(別記様式第 5 号の 2)に次に掲げる書類等を添えて、同項の規定による許可の更新の申請と併せて行わなければならない。

- (1) 点検の状況を明らかにしたカラー写真
- (2) 点検を行つた者に係る前条第 1 項各号に規定する資格を有することを証明する書類の写し

(届出)

第 12 条 条例の規定により届出をしようとする者は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出しなければならない。

- (1) 条例第 10 条第 2 項及び第 15 条第 2 項の規定による届出書 屋外広告物除却届(別記様式第 6 号)
- (2) 条例第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定による届出書 屋外広告物管理者設置(変更)届(別記様式第 7 号)
- (3) 条例第 13 条第 3 項の規定による届出書 屋外広告物設置者等の氏名(住所)変更届(別記様式第 8 号)
- (4) 条例第 14 条の規定による届出書 屋外広告物工事完成届(別記様式第 9 号)
- (5) 条例第 21 条の 5 第 1 項の規定による届出書 屋外広告業登録事項変更届出書(別記様式第 11 号)及び当該変更に係る第 14 条第 2 項各号に規定する書類
- (6) 条例第 21 条の 7 第 1 項の規定による届出書 屋外広告業廃業等届出書(別記様式第 12 号)

2 第14条第4項の規定は、前項の規定による書類の提出について準用する。

(広告物等を保管した場合の掲示の場所)

第12条の2 条例第16条の2第2項第1号に規定する規則で定める場所は、保管した広告物又は掲出物件が表示され、又は設置されていた区域を所管する総合支庁建設部建設総務課、西村山建設総務課、北村山建設総務課又は西置賜建設総務課内(山形県事務処理の特例に関する条例(平成11年12月県条例第36号)に基づき市町村において行う場合(以下「市町村において行う場合」という。))にあつては、当該市町村の長が指定する場所)とする。

(検査員の身分証明書)

第13条 条例第17条第2項及び第24条の4第2項に規定する職員の身分を示す証票は、屋外広告物(業)検査員の証(別記様式第13号)とする。

(モデル地区の指定の要請)

第13条の2 市町村長は、条例第17条の2第1項の規定によりモデル地区の指定を要請しようとするときは、広告景観モデル地区指定要請書(別記様式第13号の2)を知事に提出しなければならない。

(モデル地区の指定の公示)

第13条の3 モデル地区を指定したときは、条例第17条の2第2項の基本方針を公示するものとする。

2 条例第17条の2第4項の規定による公示は、モデル地区の名称及び区域並びに縦覧場所について行うものとする。

(登録の申請)

第14条 条例第21条の2第1項に規定する登録申請書は、屋外広告業登録申請書(別記様式第14号)とする。

2 条例第21条の2第2項に規定する書面は、誓約書(別記様式第15号)とし、その他規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 登記事項証明書(登録申請者が法人である場合又は登録申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつてその法定代理人が法人である場合に限る。)

(2) 登録申請者(営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつてはその法定代理人を含む。)の住民票の抄本(登録申請者が個人である場合に限る。)

(3) 登録申請者(法人である場合にあつてはその役員、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつてはその法定代理人(法人である場合にあつてはその役員を含む。))を含む。)の略歴を記載した書面(別記様式第15号の2)

(4) 業務主任者となる資格を有する者であることを証する書面及び住民票の抄本

3 条例第21条第3項の規定による更新の登録を受けようとする者は、その者が現に受けている登録の有効期間の満了の日の30日前までに当該登録の更新を申請しなければならない。

4 第2項の規定にかかわらず、知事が住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の15第1項の規定により次に掲げる者に係る同項に規定する都道府県知事保存本人確認情報を利用することができる場合は、住民票の抄本を添付することを要しない。

(1) 登録申請者が個人である場合にあつては、当該申請者(当該申請者が営業に関し

成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつては、当該申請者及びその法定代理人)

(2) 業務主任者

(講習会等)

第 15 条 条例第 22 条に規定する講習会（以下「講習会」という。）は、毎年 1 回開催するものとし、その開催期日、開催場所その他必要な事項を講習会の開催期日の 1 箇月前までに公示するものとする。

2 講習会の講習科目は、次のとおりとする。

- (1) 広告物に関する法令
- (2) 広告物の表示方法に関する事項
- (3) 広告物の施工に関する事項

3 講習会を受講しようとする者は、屋外広告物講習会受講申込書（別記様式第 16 号）を知事に提出しなければならない。

(講習の一部免除)

第 16 条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、前条第 2 項第 3 号に規定する講習科目に係る講習を免除することができる。

- (1) 建築士法第 2 条第 1 項に規定する建築士の資格を有する者
- (2) 電気工事士法第 3 条に規定する電気工事士の資格を有する者
- (3) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 44 条第 1 項に規定する第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者
- (4) 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であつて帆布製品製造取付けに係るもの

2 前項の免除を受けようとする者は、あらかじめ講習の一部免除承認申請書（別記様式第 17 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、前項の承認をしたときは、その旨申請者に通知するものとする。

(講習会修了者)

第 17 条 知事は、講習会の課程を修了した者を屋外広告物講習会修了者名簿（別記様式第 18 号）に記載するとともに、講習会の課程修了者に修了証書（別記様式第 19 号）を交付するものとする。

(標識)

第 18 条 条例第 23 条の 2 に規定する標識は、屋外広告業者登録票（別記様式第 20 号）とし、規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 法人である場合にあつては、その代表者の氏名
- (2) 登録の有効期間
- (3) 営業所の名称
- (4) 業務主任者の氏名

(帳簿の記載事項等)

第 19 条 条例第 23 条の 3 に規定する帳簿の様式は、別記様式第 21 号とし、次に掲げる事項を記載し、広告物又は掲出物件の表示又は設置の契約ごとに作成しなければならない。

- (1) 注文者の氏名又は名称及び住所

- (2) 広告物又は掲出物件を表示又は設置した年月日及び場所
- (3) 広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量
- (4) 請負金額

- 2 前項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）に記録され、必要に応じ屋外広告業者の営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて前項の帳簿への記載に代えることができる。
- 3 第1項の帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）は、各事業年度の末日をもつて閉鎖するものとし、閉鎖後5年間営業所ごとに当該帳簿を保存しなければならない。

（登録簿及び監督処分簿の閲覧場所）

第20条 条例第21条の6及び第24条の3第2項の規定による屋外広告業者登録簿及び屋外広告業者監督処分簿を閲覧に供する場所は、県土整備部県土利用政策課、各総合支庁建設部建設総務課、西村山建設総務課、北村山建設総務課及び西置賜建設総務課内とする。

（書類の経由）

- 第21条 この規則により知事に提出する書類等（市町村において行う場合に係るものを除く。）は、次に掲げるものを除き、当該広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする地域、区域又は場所を所管する総合支庁長を経由しなければならない。
- (1) 第13条の2に規定する広告景観モデル地区指定要請書
 - (2) 第15条第3項に規定する屋外広告物講習会受講申込書
 - (3) 第16条第2項に規定する講習の一部免除承認申請書

附 則

この規則は、昭和50年1月1日から施行する。ただし、屋外広告業に係る届出に関する部分は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年8月2日規則第31号）

この規則は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則（昭和62年3月31日規則第23号）

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成3年3月29日規則第22号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成5年3月23日規則第8号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成10年6月5日規則第63号）

この規則は、平成11年1月1日から施行する。

附 則（平成13年4月1日規則第55号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 13 年 8 月 31 日規則第 102 号）

この規則は、平成 13 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 7 月 8 日規則第 59 号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 12 条、第 13 条及び第 14 条の改正規定、第 18 条の改正規定（「これを掲出する物件」を「掲出物件」に改める部分を除く。）、第 17 条の次に 3 条を加える改正規定、別記様式第 10 号から別記様式第 13 号までの改正規定、別記様式第 14 号の改正規定、別記様式第 15 号の改正規定、同様式の次に 1 様式を加える改正規定並びに別記様式第 19 号の次に 2 様式を加える改正規定は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 4 月 1 日規則第 56 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年 11 月 27 日規則第 109 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年 2 月 29 日規則第 12 号）

1 この規則は、平成 20 年 3 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

附 則（平成 20 年 4 月 1 日規則第 58 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年 6 月 27 日規則第 73 号）

この規則は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 4 月 1 日規則第 27 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 22 日規則第 6 号）

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条、第 9 条第 1 項、別記様式第 13 号の 2 及び別記様式第 19 号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 21 日規則第 16 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 14 条第 2 項第 2 号及び第 4 号の改正規定は、同年 7 月 9 日から施行する。

附 則（平成 26 年 4 月 1 日規則第 31 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年11月17日規則第63号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年6月1日規則第52号）

- 1 この規則は、平成30年10月1日から施行する。ただし、第8条の改正規定、別表第3壁面利用広告の項第2項第4号及び別表第4壁面利用広告の項第2項第4号の改正規定（「建物」を「当該広告板の利用に係る壁面」に改める部分に限る。）並びに別記様式第1号から別記様式第3号の2まで、別記様式第11号、別記様式第14号及び別記様式第16号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の別記様式第1号から別記様式第3号の2まで、別記様式第11号、別記様式第14号及び別記様式第16号の規定による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

別表第1 広告物及び掲出物件の種類

種類		形状等
建植 広告	広告板	独立して土地に建植される板状のもの
	広告塔	独立して土地に建植される塔状のもの
	アーチ	道路の上空を横断して設置されるもの
壁面 利用 広告	広告板	建物その他の工作物の壁面を利用して表示され、壁面から突出するもの以外のもの
	広告板 (壁面から突出するもの)	建物その他の工作物の壁面を利用して表示され、壁面から突出するもの
屋上 利用 広告	広告板	建物の屋上を利用して設置される板状のもの
	広告塔	建物の屋上を利用して設置される塔状のもの
電力 柱等 利用 広告	袖看板	電力柱等から突出して表示されるもの
	巻付広告	電力柱等に巻き付けて表示されるもの
	塗装広告	電力柱等にペンキ等を用いて直接表示されるもの
共通 のもの	はり紙	紙、布、ビニール等のもので建物その他の工作物に張り付けて表示されるもの
	はり札等	容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物
	立看板等	容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件（これらを支える台を含む。）
	広告幕	建物その他の工作物を利用する懸垂幕、道路を横断して空中に掲出する横断幕及び横断網
	広告旗	容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）
	アドバルーン	気球を利用して表示されるもの
特殊装置		ネオンサイン、イルミネーション及び電光掲示板等

別表第2 特別規制地域及び普通規制地域の区分

地域種別		地域、区域又は場所
特別規制地域	第1種 特別規制地域	1 条例第2条第1項第1号ロ、第2号から第4号まで、第7号及び第8号に規定する地域、区域又は場所 2 条例第2条第1項第9号に規定する知事が指定する地域、区域又は場所であつて、当該指定の際に第1種特別規制地域として区分されたもの
	第2種 特別規制地域	1 条例第2条第1項第1号イ、第5号及び第6号に規定する地域又は区域 2 条例第2条第1項第9号に規定する知事が指定する地域、区域又は場所であつて、当該指定の際に第2種特別規制地域として区分されたもの
普通規制地域	第1種 普通規制地域	1 条例第3条第1項第2号に規定する区域 2 条例第3条第1項第3号に規定する知事が指定する地域、区域又は場所であつて、当該指定の際に第1種普通規制地域として区分されたもの
	第2種 普通規制地域	1 条例第3条第1項第1号に規定する用途地域のうち、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、工業地域及び工業専用地域 2 条例第3条第1項第3号に規定する知事が指定する地域、区域又は場所であつて、当該指定の際に第2種普通規制地域として区分されたもの
	第3種 普通規制地域	1 条例第3条第1項第1号に規定する用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域 2 条例第3条第1項第3号に規定する知事が指定する地域、区域又は場所であつて、当該指定の際に第3種普通規制地域として区分されたもの

別表第3 許可基準又は適用除外基準及び許可の期間

種類	基準			許可の期間	
	第1種普通規制地域	第2種普通規制地域	第3種普通規制地域		
建植広告	1 広告板・ 広告塔（これに類する特殊装置広告を含む。）	(1) 地面から上端までの高さが15メートル以下で、その上端が道路端部2メートルの高さから仰角14度の範囲内にあること。 (2) 幅が地面から上端までの高さの2分の1以下であること。 (3) 建植広告相互間の距離が50メートル以上であること。 (4) 映像が表示される特殊装置広告については、表示面積が一面10平方メートル以下であること。（数枚で1個の広告となつているものについては、その合計面積とする。） (5) 条例第9条第1項第4号に規定する広告物又は掲出物件は、(1)から(4)までにかかわらず、表示面積が一面10平方メートル以下（数枚で1個の広告となつているものについては、その合計面積とする。）、地面から上端までの高さが8メートル以下であること。	(1) 表示面積が一面20平方メートル（映像が表示される特殊装置広告にあつては、15平方メートル）以下であること。（数枚で1個の広告となつているものについては、その合計面積とする。） (2) 地面から上端までの高さが10メートル以下であること。	(1) 表示面積が一面30平方メートル（映像が表示される特殊装置広告にあつては、20平方メートル）以下であること。（数枚で1個の広告となつているものについては、その合計面積とする。） (2) 地面から上端までの高さが15メートル以下であること。	3年以内
	2 アーチ	(1) 表示面積が一面20平方メートル以下であること。 (2) 地面から脚柱以外の部分の下端までの高さが5メートル以上であること。 (3) 地面から上端までの高さが10メートル以下であること。 (4) 信号機から30メートル以上、道路標識、踏切及び主要な交差点から10メートル以上離れていること。			
壁面利用広告	1 広告板（これに類する特殊装置広告を含む。ただし、2に掲げるものを除く。）	(1) 表示面積が一面10平方メートル以下であること。（数枚で1個の広告となつているものについては、その合計面積とする。） (2) 表示面積の合計が1壁面につき20平方メートル以下であること。	(1) 表示面積が一面20平方メートル（映像が表示される特殊装置広告にあつては、15平方メートル）以下であること。（数枚で1個の広告となつているものについては、その合計面積とする。） (2) 表示面積の合計が1壁面につき40平方メートル以下であること。	(1) 表示面積が一面30平方メートル（映像が表示される特殊装置広告にあつては、20平方メートル）以下であること。（数枚で1個の広告となつているものについては、その合計面積とする。） (2) 表示面積の合計が1壁面につき60平方メートル以下であること。	
	2 広告板（壁面から突出するもの。これに類する特殊装置広告を含む。）	(1) 表示面積が一面10平方メートル以下であること。 (2) 壁面からの出幅が2メートル以下で、道路上に1メートル以上突出しないこと。 (3) 地面から広告物の下端までの高さが、歩道上では2.5メートル以上、車道及び歩車道の区別のない道路上では4.5メートル以上であること。 (4) 表示面積（当該広告板の表示する方向と同一方向に面した壁面を利用する1に掲げる広告板の表示面積を含む。）の合計が当該壁面積の3分の1以下であること。 (5) 当該広告板の利用に係る壁面の上端を超えないこと。	(1) 表示面積が一面20平方メートル（映像が表示される特殊装置広告にあつては、15平方メートル）以下であること。	(1) 表示面積が一面30平方メートル（映像が表示される特殊装置広告にあつては、20平方メートル）以下であること。	

種類	基準			許可の 期間	
	第1種普通規制地域	第2種普通規制地域	第3種普通規制地域		
屋上 利用 広告	広告板・ 広告塔 （これに 類する特 殊装置廣 告を含 む。）	(1) 一面の表示面積が当該建物の壁面のうち面積が最大のものの面積の5分の1以下であること。 (2) 表示面積の合計が当該建物の壁面積の合計の5分の1以下であること。	(1) 一面の表示面積が当該建物の壁面のうち面積が最大のものの面積の4分の1以下であること。 (2) 表示面積の合計が当該建物の壁面積の合計の4分の1以下であること。	(1) 一面の表示面積が当該建物の壁面のうち面積が最大のものの面積の3分の1以下であること。 (2) 表示面積の合計が当該建物の壁面積の合計の3分の1以下であること。	3年 以内
電力 柱等 利用 広告	1 袖看板 （これに類 する特殊装 置広告を含 む。）	(1) 大きさは、縦1.3メートル以下、横0.45メートル（消火栓の位置を示す標識を利用して表示する広告物にあつては、0.8メートル）以下であること。 (2) 地面から広告物の下端までの高さが、歩道上では2.5メートル以上、車道及び歩車道の区別のない道路上では4.5メートル以上であること。 (3) 信号機から30メートル以上、道路標識、踏切及び主要な交差点から10メートル以上離れていること。 (4) 電力柱等1本につき、1個とすること。			1月 以内
	2 巻付広告 塗装広告	(1) 長さは1.5メートル以下であること。 (2) 地面から広告物の下端までの高さが1.2メートル以上であること。 (3) 信号機から30メートル以上、道路標識、踏切及び主要な交差点から10メートル以上離れていること。 (4) 電力柱等1本につき、巻付広告又は塗装広告のいずれか1個とすること。			
共通 の もの	1 はり紙 はり札等	(1) 表示面積が1平方メートル以下であること。 (2) 同一場所に同一内容のものを連続して表示しないこと。 (3) はり紙については、全面のりづけしないこと。			3月 以内
	2 立看板等	(1) 表示面積が一面4平方メートル以下であること。 (2) 高さは3.6メートル以下であること。 (3) 信号機から30メートル以上、道路標識、踏切及び主要な交差点から10メートル以上離れていること。 (4) 倒れないように措置されるものであること。			
	3 広告幕 広告旗	(1) 幅が1.5メートル以下であること。 (2) 道路を横断する広告幕にあつては、次の各号に該当するものであること。 イ 地面から広告物の下端までの高さが、歩道上では2.5メートル以上、車道及び歩車道の区別のない道路上では4.5メートル以上であること。 ロ 信号機から30メートル以上、道路標識、踏切及び主要な交差点から10メートル以上離れていること。			
	4 アドシレン	(1) 気球の直径が3メートル以下であること。 (2) 係留場所から気球先端までの垂直距離が50メートル以下であること。 (3) 添加する広告物の幅が1.5メートル以下で、かつ、長さが15メートル以下であること。			

別表第4 適用除外基準

種類	基 準		
	第1種特別規制地域	第2種特別規制地域	
建植広告	1 広告板 広告塔 (これに類する特殊装置広告を含む。)	(1)表示面積が一面3平方メートル以下であること。 (数枚で1個の広告となつているものについては、その合計面積とする。) (2)地面から上端までの高さが3メートル以下であること。	(1)表示面積が一面5平方メートル(特に積雪が多いと認められる地域においては、11月15日から翌年の4月15日までの間に限り、7平方メートル)以下であること。(数枚で1個の広告となつているものについては、その合計面積とする。) (2)地面から上端までの高さが5メートル(特に積雪が多いと認められる地域においては、11月15日から翌年の4月15日までの間に限り、7メートル)以下であること。
	2 アーチ	(1)表示面積が一面20平方メートル以下であること。 (2)地面から脚柱以外の部分の下端までの高さが5メートル以上であること。 (3)地面から上端までの高さが10メートル以下であること。 (4)信号機から30メートル以上、道路標識、踏切及び主要な交差点から10メートル以上離れていること。	
壁面利用広告	1 広告板 (これに類する特殊装置広告を含む。ただし、2に掲げるものを除く。)	表示面積の合計が1壁面につき3平方メートル以下であること。	表示面積の合計が1壁面につき5平方メートル以下であること。
	2 広告板 (壁面から突出するもの。これに類する特殊装置広告を含む。)	(1)表示面積が一面3平方メートル以下であること。 (2)壁面からの出幅が2メートル以下で、道路上に1メートル以上突出しないこと。 (3)地面から広告物の下端までの高さが、歩道上では2.5メートル以上、車道及び歩車道の区別のない道路上では4.5メートル以上であること。 (4)当該広告板の利用に係る壁面の上端を超えないこと。	(1)表示面積が一面5平方メートル以下であること。
電力柱等利用広告	巻付広告 塗装広告		(1)長さは1.5メートル以下であること。 (2)地面から広告物の下端までの高さが1.2メートル以上であること。 (3)信号機から30メートル以上、道路標識、踏切及び主要な交差点から10メートル以上離れていること。 (4)電力柱等1本につき、巻付広告又は塗装広告のいずれか1個とすること。
共通のもの	1 はり紙 はり札等	(1)表示面積が1平方メートル以下であること。 (2)同一場所に同一内容のものを連続して表示しないこと。 (3)はり紙については、全面のりづけしないこと。	
	2 立看板等	(1)表示面積が一面4平方メートル以下であること。 (2)高さは3.6メートル以下であること。 (3)信号機から30メートル以上、道路標識、踏切及び主要な交差点から10メートル以上離れていること。 (4)倒れないように措置されるものであること。	
	3 広告幕 広告旗	(1)幅が1.5メートル以下であること。 (2)道路を横断する広告幕にあつては、次の各号に該当するものであること。 イ 地面から広告物の下端までの高さが、道路上では2.5メートル以上、車道及び歩車道の区別のない道路上では4.5メートル以上であること。 ロ 信号機から30メートル以上、道路標識、踏切及び主要な交差点から10メートル以上離れていること。	
	4 アドバルーン		(1)気球の直径が3メートル以下であること。 (2)係留場所から気球先端までの垂直距離が50メートル以下であること。 (3)添加する広告物の幅が1.5メートル以下で、かつ、長さが15メートル以下であること。

備考 この表において、「特に積雪が多いと認められる地域」とは、鶴岡市田麦俣字七ツ滝、上山市蔵王坊平高原、西村山郡西川町大字志津、大字大井沢及び大字月山沢、最上郡大蔵村大字南山、西置賜郡小国町大字沼沢、大字片貝及び大字叶水並びに同郡飯豊町大字下屋地の区域をいう。

5 山形県屋外広告物条例に基づく 指定地域

山形県屋外広告物条例に基づく指定地域

昭和49年12月25日
山形県告示第1941号

改正	昭和51年1月9日告示第23号	昭和52年4月20日告示第637号
	昭和62年3月27日告示第402号	平成2年3月13日告示第338号
	平成6年3月18日告示第251号	平成9年11月18日告示第1144号
	平成10年6月5日告示第592号	平成11年11月26日告示第1103号
	平成22年3月23日告示第219号	平成24年3月21日告示第267号
	平成26年2月4日告示第91号	平成30年2月23日告示第138号

山形県屋外広告物条例（昭和49年10月県条例第59号。以下「条例」という。）第2条及び第3条の規定により知事が指定する地域を次のように定め、昭和50年1月1日から施行し、昭和36年8月県告示第645号（山形県屋外広告物条例に基づく指定地域）は、昭和49年12月31日限り廃止する。

- 1 条例第2条第1項第1号ロに係る地域
 - (1) 馬見ヶ崎風致地区全域
 - (2) 千歳山風致地区のうち、別表に表示する区域
- 2 条例第2条第1項第2号に係る地域
次の建造物の周囲50メートル以内の地域
 - (1) 立石寺中堂（根本中堂） 山形市大字山寺所在
 - (2) 立石寺三重小塔 同
 - (3) 慈恩寺本堂 寒河江市大字慈恩寺所在
 - (4) 黄金堂 鶴岡市羽黒町手向字手向所在
 - (5) 羽黒山五重塔 鶴岡市羽黒町手向字羽黒山所在
- 3 条例第2条第1項第5号に係る地域
都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた用途地域（以下「用途地域」という。）
- 4 条例第2条第1項第6号に係る地域
 - (1) 次に掲げる道路及びその両側500メートル以内の展望できる範囲の地域（用途地域を除く。）
 - イ 高速自動車国道 県内全線（供用されている区間に限る。）
 - ロ 自動車専用道路 県内全線（供用されている区間に限る。）
 - ハ 主要地方道 米沢猪苗代線（通称スカイバレー）舟坂峠上り口から福島県方向 県内全線
 - ニ 同 白石上山線（通称蔵王エコーライン）県内全線
 - ホ 同 山形永野線（通称西蔵王高原ライン）一般県道妙見寺西蔵王公園線との接点から主要地方道蔵王公園線との接点までの区間
 - ヘ 同 山形永野線（通称蔵王ライン）主要地方道上山蔵王公園線との接点から主要地方道白石上山線との接点までの区間
 - ト 一般県道 妙見寺西蔵王公園線（通称西蔵王高原ライン）妙見寺橋の西端から主要地方道山形永野線との接点までの区間
 - チ 同 鳥海公園吹浦線（通称鳥海ブルーライン）県内全線
 - リ 同 月山公園線（通称月山高原ライン）全線
 - ヌ 同 三瀬水沢線（起点から鶴岡市道三瀬9号線との接点（柳橋東側）までの区

間に限る。)

ル 鶴岡市道 三瀬水無線 (起点から鶴岡市道水無6号線の起点までの区間に限る。)

ヲ 同 三瀬9号線 (一般県道三瀬水沢線との接点 (柳橋東側) から鶴岡市道三瀬水無線との接点までの区間に限る。)

ワ 同 水無6号線 (起点から高速自動車国道との接点までの区間に限る。)

カ 県境、空港入口及びインターチェンジ (いらがわインターチェンジ及び三瀬インターチェンジを除く。) から3キロメートル以内の一般国道及び県道 県内全線

(2) 県内の鉄道全線及びその両側500メートル以内の展望できる範囲の地域 (用途地域及び第6項に該当する地域を除く。)

5 条例第2条第1項第9号に係る地域及びその地域種別

次に掲げる都市計画道路 (都市計画法第4条第1項に規定する都市計画に定められた同法第11条第1項第1号に掲げる都市計画施設である道路をいう。以下同じ。) の区域及び当該都市計画道路として決定された土地の区域から500メートル以内の地域 (条例第3条第1項に規定する普通規制地域及び第4項第1号イの道路及びその両側500メートル以内の展望できる範囲の地域 (用途地域を除く。)) を除く。) とし、山形県屋外広告物条例施行規則 (昭和49年12月県規則第74号) 別表第2に掲げる第2種特別規制地域とする。

(1) 山形広域都市計画道路 1・3・1号上山東根線

(2) 村山都市計画道路 1・3・1号村山尾花沢線

(3) 東根都市計画道路 1・3・1号東根村山線

(4) 南陽都市計画道路 1・4・1号南陽上山線

(5) 鶴岡都市計画道路 1・5・1号鼠ヶ関温海線

(6) 酒田都市計画道路 1・3・2号酒田遊佐線

(7) 遊佐都市計画道路 1・5・1号遊佐吹浦線

6 条例第3条第1項第2号に係る地域

次に掲げる道路 (第4項第1号に掲げる道路を除く。) 及びその両側500メートル以内の展望できる範囲の地域 (用途地域を除く。)

(1) 一般国道 県内全線

(2) 県道 同

(3) 広域営農団地農道整備計画に基づき整備された道路 (通称広域農道) 同
前文〔抄〕 (昭和51年1月9日告示第23号)

昭和51年2月1日から施行する。

前文〔抄〕 (昭和52年4月20日告示第637号)

昭和52年5月1日から施行する。

前文〔抄〕 (昭和62年3月27日告示第402号)

昭和62年4月1日から施行する。

前文〔抄〕 (平成2年3月13日告示第338号)

平成2年4月1日から施行する。

前文〔抄〕 (平成6年3月18日告示第251号)

平成6年4月1日から施行する。

前文〔抄〕 (平成9年11月18日告示第1144号)

平成9年11月21日から施行する。

前文〔抄〕 (平成10年6月5日告示第592号)

平成11年1月1日から施行する。

前 文〔抄〕（平成 11 年 11 月 26 日告示第 1103 号）
平成 11 年 11 月 27 日から施行する。

前 文〔抄〕（平成 22 年 3 月 23 日告示第 219 号）
平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

前 文〔抄〕（平成 24 年 3 月 21 日告示第 267 号）
平成 24 年 3 月 24 日から施行する。

前 文〔抄〕（平成 26 年 2 月 4 日告示第 91 号）
平成 26 年 2 月 4 日から施行する。

前 文〔抄〕（平成 30 年 2 月 23 日告示第 138 号）
平成 30 年 2 月 23 日から施行する。

別表

屋外広告物禁止区域略図

